

## 次世代教育推進協会 会則

### ◇第1条(目的,活動方針)

第一項 次世代を担う人たちを地域で育てていくことを目的とする。

第二項 上記目的を達成する上で、以下を活動方針とする。

相互理解:立場や価値観の違いを理解し合うことを前提として活動します

相互扶助:会員同士の助け合いの精神で活動します

相互利益:子どもたち、行政学校、会員 お互いにとって有益になるよう活動します

### ◇第2条(名称)

本会の名称を以下の通りとする。

次世代教育推進協会

### ◇第3条(事務所)

本会の以下を事務所所在地とする。

福岡県福津市日蔭野1丁目11-13

### ◇第4条(事業内容)

本会の主な事業内容は以下とする。

- ・行政機関との情報交換
- ・会員間および会員外の団体・個人とのネットワーク構築
- ・地域住民への情報提供
- ・次世代の教育に資するイベントの開催
- ・その他目的を達するための事業

### ◇第5条(会員)

本会の目的、事業内容に賛同する次世代の教育に資する事業を行う団体、個人とする。

### ◇第6条(入会について)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

### ◇第7条(退会について)

会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

会員が、以下のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ・本人が死亡したとき。
- ・会費を1年以上納入しないとき。

会員が、以下のいずれかに該当するときは、強制退会とする。

- ・行政より制約を受けて得た情報を、制約を破り情報漏洩したとき。
- ・協会の目的、活動方針に沿わないと役員が判断したとき。

◇第8条(役員)

本会に以下の役員を置く。

- ・会長 1 名
- ・副会長 1 名
- ・会計 1 名
- ・その他状況に応じて設置する役職

役員は、会員の互選により選出する。

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

◇第9条(会費)

12,000 円/年とする(期中から入る場合は、1,000 円/月として計算する)

一旦支払った会費については、理由の如何にかかわらず返金しないものとする。

◇第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

◇第11条(総会)

この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。総会は、以下の事項について議決する。

- ・事業計画及び収支予算
- ・事業報告及び収支決算
- ・役員を選任又は解任
- ・会則の変更

総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

総会の開催は、対面方式(集会方式)または非対面方式(オンライン等)で行うこととする。

◇第12条(役員会)

役員会は、役員をもって構成する。総会の議決した事項の執行に関する事項、及び総会後に発生し可及的速やかに対応が必要な事項に関し、議決する。

(付則)

<初版>本会則は2020年8月1日から施行する

<2版>本会則の第1条第二項を追記 2021年2月4日 会員への説明・承認  
2021年4月17日の交流会にて

<3版>本会則の第7条(退会について)、第9条(会費)の項目を追記 会員への説明・承認 2022年1月16日の総会・交流会にて

<4版>第8条(役員)の項目を修正。

旧: 役員の任期は、2 年とする→新: 役員の任期は、1 年とする(※状況に合わせて最適な人員を配置するため)

「その他状況に応じて設置する役職」を追記

(※会員サポート、広報等必要な役職があとから発生してきたため)